

## 人権セミナーやつしろ第2回開催案内 参加費無料

八代市人権問題啓発推進協議会では、市民の皆さんに人権について身近に考えていただく機会として「人権セミナーやつしろ」を開催いたします。

今回は、NPO法人 人権NPOちなみもい理事長で部落解放同盟熊本県連合会八代支部長の吉本洋一氏が、半世紀にわたり部落差別解消のために取り組んだ人生を語ります。

《演題》 「人権わがまちの履歴書（部落解放運動50年間の活動記録）」  
《期日》 令和7年11月26日（水）午後7時から  
《場所》 桜十字ホールやつしろ3階大会議室AB  
《問合せ先》 八代市人権問題啓発推進協議会事務局（八代市人権政策課内）  
☎ 0965-30-1711 FAX 0965-46-1950  
Eメールアドレス [jinken@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:jinken@city.yatsushiro.lg.jp)



日本では、近年、さまざまな差別に対する法律が施行されています。  
人権問題について、一緒に考え、差別や偏見のない明るい社会を作りましょう。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) ※平成28年4月1日施行

障害者差別解消法は、障がい者差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的としており、国や地方公共団体などの行政機関と民間事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を義務付けています。

また、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、障がいを理由とする差別の解消の推進に努めて、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

詳しくは内閣府のホームページ <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法) ※平成28年6月3日施行

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになります。

外国人の方々と交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを超えて、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省のホームページ [https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)

### 部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法) ※平成28年12月16日施行

この法律は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目的としています。残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案などが発生しています。

部落差別についての誤った知識や偏見は、差別意識を助長する原因になります。

私たち一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

詳しくは法務省ホームページ内の資料 <https://www.moj.go.jp/content/001236563.pdf>

### アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ民族支援法) ※令和元年5月24日施行

この法律は、北海道の先住民族であるアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活し、全ての國民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目的としています。

国内でも先住民族がいることを理解し、お互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。